

第19 消防用水

I 外観検査

- 1 設置個数及び貯水量が、防火対象物の状況に応じ適正であること。
- 2 消防ポンプ自動車、吸管投入孔又は採水口へ容易に接近できること。
- 3 所用水量のすべてを有効に吸水できる方策が講じられていること。
- 4 防火水槽にあっては、次により吸管投入孔が設けてあること。
 - (1) 蓋又は扉の開閉は容易であること。
 - (2) 吸管投入孔は、その一辺が0.6m以上又は直径が0.6m以上であること。
 - (3) 吸管投入孔である旨の表示が設けてあること。
 - (4) 水槽を他の設備と共用するものにあっては、有効な水源を確保するための措置が講じてあること。
- 5 採水口、ポンプを設ける消防用水にあっては、次によること。
 - (1) 採水口のホース結合金具は、ねじ式のものであること。
 - (2) 配管は、次によること。
 - ア 材質、口径等は適正なものであること。
 - イ 堅固に、壁、天井等に固定されていること。
 - (3) ポンプは、屋内消火栓設備Ⅰ. 2. (1). (4) に準じたものであること。
 - (4) 起動装置は、直接操作できるものが制御盤に設けられ、遠隔操作できるものが採水口に設けられていること。
 - (5) 電動機の制御盤は、屋内消火栓設備Ⅰ. 4に準じたものであること。
 - (6) 電源等は、屋内消火栓設備Ⅰ. 6に準じたものであること。

II 性能検査

ポンプ等を設置するものにあっては次によること。

- 1 絶縁抵抗検査
屋内消火栓設備Ⅱ. 1を準用すること。
- 2 制御盤検査
屋内消火栓設備Ⅱ. 2を準用すること。
- 3 起動装置及びポンプ始動表示検査
 - (1) 方法
ポンプ吐出側止水弁を閉止し、遠隔操作によりポンプを起動させ、直接操作によりポンプを停止させる。
 - (2) 合否の判定
 - ア ポンプが確実に起動、停止すること。
 - イ ポンプの始動を明示する表示灯が、確実に点灯又は点滅すること。
- 4 ポンプ性能検査
 - (1) 方法
屋内消火栓設備Ⅱ. 5. (1). ウ及びエを準用すること。

(2) 合否の判定

屋内消火栓設備Ⅱ. 5. (2). ウ、エ及びオを準用すること。